

「行政不服申立制度の改革方針に関する論点整理（第2版）」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充
職業（所属・勤務先）税理士の団体
住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木Ⅱ 401号
電話番号 (03) 3356-2916
メールアドレス tokyoaz@wmail.plala.or.jp
(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）

22頁 (5) 不服申立ての構造の整理（異議申立ての廃止等）

異議申立ての廃止

4頁 基本方針

（基本方針の補足）

なお、行審法に基づく手続には、個別法による審査庁等の特例が数多くある。真に実効的な改革のためには、個別法も行審法の改革に沿ったものとなるよう適切に改正されることが不可欠であり、改革方針による行審法の改正に伴い個別法を整備するに当たっては、行審法と同等以上の手続保障の水準が確保されるよう、個別法の手続規定の整備等必要な措置を講ずる必要がある。

意見内容

1. 異議申立てと審査請求の一元化は強制すべきではない（例外を設けるべき）
2. (1) 税務分野での不服申立て前置主義は廃止すべき
(2) 税務分野での行政不服審査法の適用除外は必要最小限にすべき

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

1. 異議申立てと審査請求の一元化は強制すべきではない（例外を設けるべき）
税務分野における異議申立ては、処分の理由を明らかにするために必要な場合がある。
行政処分には、その理由が附記されることが原則である。しかし、税務分野では、青色申告をした者への課税処分（更正通知書）にその更正の理由を附記しなければならない（所得税法155条2項、法人税法130条2項）と定めがあるだけで、その他の課税処分には理由の附記が義務付けられていない。そのため、青色申告をしていない法人・個人事業者、事業者以外の個人（例えば、不動産の譲渡があり、その年だけ申告義務があった者）相続税の申告者などに対する課税処分に理由の開示がない場合がある。このように現行税法では、課税処分の理由の附記が行われるのは限定的である。
このため、課税処分の理由を明らかにするためには異議申立てをしなければならない場合がある。そして、異議申立てにより課税処分の理由が明らかになることにより、審査請求で課税処分について争うことができることとなる。

（2枚目へ続く）

このような理由附記が不十分な状況からすると、税務分野においては異議申立てと審査請求の一元化をすべきではない。処分理由が分からないままに審査請求をすることになってしまえば、納税者の権利利益の観点から問題がある場合がある。

2 .

(1) 税務分野での不服申立て前置主義は廃止すべき

現行税法では、先に不服申立てを行わなければ訴訟を提起することはできないという不服申立て前置主義が採用されている。

不服申立て前置主義は、税務事件が専門技術的であること、大量・回帰的であることという二つの特殊性から採用されているといわれている。しかし、他の行政事件についても専門技術的である場合も多い。また、勝訴確率が非常に低く、訴訟費用、訴訟に費やす時間などを考慮すると、そこまで多いものであるかは疑問である。

仮にこれらの理由があっても、当該税法規定自体の違憲性を争う場合など、不服申立てをする必要性がない場合もある。なぜなら、不服申立てでは税法規定の違憲性は審査されないからである。さらに、不服申立て前置主義は、憲法が保障する裁判を受ける権利の観点からも問題がある。

以上のことより、納税者の権利利益の保護のためには、不服申立て前置主義は廃止すべきであり、行政事件訴訟法 8 条の原則どおり選択制にすべきである。

(2) 税務分野での行政不服審査法の適用除外は必要最小限にすべき

税務分野においては、行政不服審査法の適用が除外される項目が多くある。納税者の権利・利益の保護という観点からは行政不服審査法の適用除外は必要最小限にすべきである。

(必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。